

ケース5

「家族信託」への 取組みの実際



きくなが まさひろ
弁護士 菊永 将浩

弁護士（広島弁護士会）、広島弁護士会高齢者・障害者等の権利に関する委員会委員、日弁連信託センター幹事。国家公務員、地方公務員、金融機関などでの勤務を経て、2016年に弁護士事務所を開設し、現在に至る。現在の業務としては、予防法務に力を入れて取り組んでおり、中でも相続や遺言など高齢者に関する業務などを中心に取り扱っている。主な著書に、『事例でわかる家族信託契約の変更・終了の実務』（共著、日本法令、2022）、『事例でわかる家族信託契約書作成の実務』（共著、日本法令、2020）、『パッとわかる信託用語・法令コンパクトブック』（共著、第一法規、2020）がある。

世の中で「家族信託」のニーズは非常に高いものだと感じています。実際、私は、ここ数年、業務の半分以上の割合を「家族信託」が占めているような状況となっています。「家族信託」に取り組む弁護士はそれほど多くないですが、今回の寄稿では、私が実際に取り組んできたことや現在も取り組んでいること、最近の気付きなどをご紹介しますと思います。なお、本稿は私が所属する団体の見解ではなく、私見である旨をあらかじめお断りしておきます。

1 「家族信託」との出会い

「家族信託」との出会いを書く前提として、私の弁護士としてのキャリアなどを少しお話しします。

（1）私の職歴概要

私は、弁護士としてのキャリアを「組織内弁護士」でスタートしました（ちなみに、弁護士になる前は公務員でした）。司法試験に合格したのは2008年でしたが、すぐに弁護士登録はせず、地方自治体（県）において勤務を継続していました。その後、複数の地方自治体、金融機関などで組織内弁護士として勤務したの

ち、2016年に広島で開業しました。

（2）「家族信託」との出会い

2016年に地元の広島に戻って弁護士業をやると決めた際に、「どの分野でやっていこうか」といろいろ考えました。その時に考えたのは「事業承継」や「コンプライアンス」などだったように記憶しています（これらの業務も今も継続して取り組んでいます）。

私自身、あまり人のトラブルというのが好きではないこと、これまでは紛争を予防する仕事をやってきたことから、今後もその方向でやっていけたらよいなと思っていました。

ところが、なかなかその思いにマッチする分野が見つかりませんでした。そんな中、ふとしたきっかけで、別の専門家の方から「家族信託」というものを教えてもらい、そこで「家族信託」を知りました。この偶然の出会いがその後の私の仕事に大きな影響を与えました。

その時まで「信託」についてはなんとなく知っている程度でした。はじめて聞く「家族信託」というものを少し学ぶと、「この仕組みはこれからの世の中に間違いなく必要とされるものだ」という思いが強くなり、すぐに「家族信託」を学ぶため、できることは何かを調べ、行動に移しました。

例えば、(一社)家族信託普及協会の主催する「家族信託専門士研修」や(一社)民事信託士協会の主催する「民事信託士検定」を受けて、「家族信託(民事信託)」に多くのエネルギーを費やし、研鑽を深めていきました。

当時は、コロナ前ということもあり、「家族信託」のセミナーがあればそれに参加するため、しばしば東京との往來もしました。

2 「家族信託」を業として取り組むにあたって苦勞した点

「家族信託」については、その言葉を知って以降自分なりに学び続けてはいましたが、私が「家族信託」を知った2016年頃は、まだまだその知名度は低く、金融機関においても対応してくれるところはほとんどありませんでした。

そのような時期に、いろいろな相談を受ける中で、「家族信託」を説明すると、

「それがいいです」という相談者の声があっても、実際にやっていくためにはハードルが高く、なかなか案件として取り組むのは難しい日々が続きました。

人は「やったことがないこと」については不安に思います。それは相談者もそうですし、金融機関もそうでした。また、専門家としての私自身もまったく不安がないわけではありませんでした。

「家族信託」を知ってから、実際に取り組みを進めていくまでにはしばらくの時間を要することになりました。

3 私が工夫した点

(1) 実家で「家族信託」を組成してみた

私自身の経験値を上げるためにも、また「家族信託」の良さを伝えるためにも(逆に想定外に問題が起きることがないかを試す意味でも)、自身の実家において信託を設計してみました。

当時は、「家族信託」に関する契約書の例なども、今と比べると十分に揃っておらず、契約書を作成するのに苦勞した記憶があります。また、失敗を恐れず、自ら登記手続も行いました(正確な情報かはわかりませんが、私が出した法務局では、家族信託第1号だったと後日聞きました)。

そして、契約書に基づき、金融機関において信託口座の開設にトライをして、3つの金融機関にて信託口座を開設しました(その後、一部は解約手続も行いました)。

自分の家のことなので、間違えたら直せばいいと割り切ることができるため、「家族信託」へ取り組むのをためらっている

方がいる場合は、まずは実家の「家族信託」を考えてみることをお勧めします。

(2) 実際の案件をもとに金融機関への対応を求めた

すでに述べたとおり、私が「家族信託」に取り組んだ頃は、金融機関において「家族信託」への取組みが今ほど進んでいない状況でした。

そんな中、相談のあった案件が、金融機関の融資付き物件の信託に関するものであったことから、その案件の信託に取り組んでもらいたいということで、いろいろなチャンネルから話を上げてもらいました。また、金融機関が実際に取り組むにあたっての留意点なども説明するために何度も本部に行き、じっくり話をさせてもらいました。

最終的に、その金融機関はこれをきっかけに、「家族信託」に取り組むことになりました。

4 実際の案件を対応する中で心に残っていること

私自身が対応した案件について、心に残っているものをいくつかご紹介します（守秘義務等との関係から、実際の事例にアレンジを加えていますので、ご承知おきください）。

(1) 多数人が名義人となっている広大な土地の管理・承継のための信託事例

多数人が名義人となっている不動産があり、その名義人の一部に相続が起きると管理が大変になるなどの課題を抱えて

いましたが、2年以上かけて、不動産の名義人の方々を委託者、一般社団法人を受託者とする信託を組成しました（実際には、私以上に、関与された司法書士の先生方の尽力によるところが大きい事例でしたので、その点申し添えます）。

(2) 委託者が信託組成後に判断能力が低下し、「物盗られ」の妄想が入ってしまった事例

人は加齢に伴い、認知機能が低下し、それまでともしっかりしていた人が感情的になってしまったり、物盗られ妄想が入ったりすることがあります。

「家族信託」の現場においてもこの問題が起きることはあり、信頼関係に基づいて信託をしたものの、最終的にはその信託を合意で終了させるという形になってしまったものもありました。

(3) その他

実際の案件に対応する中でよくあることとして、これまであまり会話がなかった親子間において、話すきっかけを作る良い機会となったことが、結果、家族の良い関係性の構築につながるがあります（逆もあるのかもしれませんが）。

5 私自身が「家族信託」に取り組んだ内容

2016年に「家族信託」に出会って以降、どんな取組みをしてきたか、この寄稿をきっかけに振り返ってみました。

(1) 「家族信託」に関する勉強会の開催

一人で学び続けるのはしんどいのと、

学びの内容に限界や偏りが出るので、ありきたりではありますが、私はいくつかの勉強会を立ち上げ、自ら学ぶ場を作りました。

その学ぶ場も、①法律専門職が法律的な検討を深める場、②法律専門職以外の士業の方にも参加してもらい法律的な見地のみならず、税務面などからの検討なども行う場、③士業に限らず広く信託に取り組んでいる実務家の方との議論を深める場、など様々です。長い勉強会では、気付けば月1回でトータル50回くらいやっているものもあります。

分厚い本を一人で読んだら挫折しますが、勉強会で範囲指定をすると、ずいぶんと負担が減るように感じます。最近では、ウェブ会議の活用がしやすくなったことから、他地域の人との勉強会の開催もしやすくなっています。

(2) 広島において「家族信託」に取り組む専門家ネットワークの構築に向けた取り組み

2016年に「家族信託専門士」を取得し、すぐに、広島で「家族信託」に取り組む専門家の集まる場を作ろうということで、同じ時に家族信託専門士を取得した藤本律夫さんと「広島家族信託協会」を立ち上げました。設立当初は広島の専門士業向けの勉強会を継続的に開催して、「家族信託」に取り組む専門家の数を増やすことに注力しました。最近、高齢者支援にかかわる著名な専門家を招いて、最先端の話を聴けるような場を広島で作るようにしています。

(3) 「家族信託」にかかるセミナーの実施

私自身、自主開催でのセミナーはやっていませんが、2016年以降現在までに100回を超えるセミナーの講師を務めてきました（コロナ前は年30回を超えるペースでした）。人に話す準備を通じて、また、参加した方からの質問へ答えることを通じて、とても良い学びの場になりますので、今も定期的にセミナー講師を引き受けています。

(4) 雑誌への寄稿や書籍の出版

「家族信託」に取り組むまで、執筆をする機会はあまりありませんでしたが、雑誌の寄稿や書籍を発行する機会が増えました。記念すべき第1冊目の『事例でわかる 家族信託契約書作成の実務』（日本法令）は、共同著者の門馬司法書士から声をかけてもらい、貴重な機会を得ました。

(5) 自らの様々な取り組みを通じて

振り返ってみると、「家族信託」については、自分の中ではできる取り組みは全部やってきたかなという実感はあります。そして、その中で、いろいろな専門家の方に出会い、議論し、また別の場で新しい出会いがあり…そんな流れの中で、信頼できる専門家の方々と多くのつながりを持っているのが私の強みになっています。

6 今の「家族信託」の状況を見ての気付き

(1) 家族の課題に答えられていない「家族信託」の事例が増えている

最近、「家族信託」をした家族から、「家

族信託」をめぐるトラブルについての相談を受ける機会が増えてきました。家族の間にしっかりした信頼関係があり、取り組む内容について家族の理解があれば、本来はトラブルになりにくいはずの「家族信託」ですが、一部では、何も考えずに契約書の「ひな型」に名前を入れるだけの対応をしている例が散見されます。

将来のトラブルを予防したいという思いで、決して安くはない報酬を支払って「家族信託」をしたものの、その作られた信託の仕組みがその思いに応えられない内容になっていることもあります。

(2) 新たな情報にもしっかりアンテナを張る

今の世の中は結構なスピードで変化しています。「家族信託」も例外ではありません。「家族信託」については様々な論点がありますが、その論点への考え方も日々議論が進んでいて、常に新しい情報をしっかりキャッチしておくことが大切です。

(3) わからないこと・できないことは人の力を借りる

「家族信託」は、法務、税務、登記、金融など様々な分野が関係してきます。そのため、一人で全部やろうとすると、絶対にできないとは言いませんが、結構大変です。そういう意味では、他士業、他業種の人と連携しながらやっていくことが大切です。

(4) 目の前の相談者へベストな解決策を検討・提案する

霞を食べて生きていくわけにはいきま

せんが、私が受ける相談には、「家族信託」の専門家（と名乗る人）から不必要な「家族信託」の提案を受けて困っているケースもあります。理想としては、「相談者の課題の解決に貢献をすることで、その貢献に見合ったフィーをもらい、ビジネスとしてやっていく」ことを続けてもらいたいです。「家族信託」は一つの手段であって、絶対使わないといけないものではないという考えを持つ必要があります。

6 まとめ

「家族信託」については、それぞれ依って立つ立場から、様々な考え方があります。その際に、「自分と考えが違う」ということで頭ごなしに否定してしまうのは生産的ではありませんし、それは目の前の相談者のためにもなりません。

例えば、皆さんのところに次のような相談が来たらどうしますか。

「私は寿命があと半年しかない。いろいろ調べた結果、遺言とか贈与ではなく、今、自分の財産については〇〇に信託したい」

このとき、「信託はいろいろ難しいので、半年くらいかかってしまいます」という提案ではそのニーズに応えられません。

そういう意味でも、日々、研鑽を積みながら、急ぐべき案件においては急ぐことができるよう、私も日々学び続けています。